

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

出産費用の価格改定に関する情報の妊婦等への適切な情報提供について（依頼）

平素より周産期医療提供体制の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円）に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

出産費用の改定については、先般、直接支払制度を利用する産科医療機関及び助産所を対象として実施したアンケート調査（有効回答率 78%）においても明らかとなったとおり、物価の高騰、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、分娩件数の減少など地域における産科医療機関等を取り巻く環境の変化に対応するという側面もあると考えております。

同時に、妊婦の方等の適切な医療機関の選択や出産費用の予見可能性の確保という観点から、産科医療機関等が出産費用の価格改定の状況について妊婦の方等に適切に情報提供を行うことが重要であると考えており、これまでも、「出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）」（令和5年3月7日付け保保発0307第2号厚生労働省保険局保険課長通知）をはじめとして、各産科医療機関等における対応をお願いしてきたところです。今回の調査においても、令和4年4月から令和5年4月の間に出産費用を増額改定した産科医療機関等のうち約9割から価格改定の内容に関する妊婦への情報提供を実施しているとの回答をいただいております。各産科医療機関等における取組にあらためて御礼申し上げます。

一方で、同調査において、情報提供を実施しなかった、あるいは周知期間が短かった産科医療機関等もみられたことから、あらためて、出産費用の価格改定を行う場合は、その情報が妊婦の方等に確実に伝わるよう、相当の周知期間を設けて、価格改定の内容や時期、理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いいたします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いいたします。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

保保発1004第1号
令和5年10月4日

公益社団法人 日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

出産費用の価格改定に関する情報の妊婦等への適切な情報提供について（依頼）

平素より周産期医療提供体制の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円）に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

出産費用の改定については、先般、直接支払制度を利用する産科医療機関及び助産所を対象として実施したアンケート調査（有効回答率78%）においても明らかとなったとおり、物価の高騰、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、分娩件数の減少など地域における産科医療機関等を取り巻く環境の変化に対応するという側面もあると考えております。

同時に、妊婦の方等の適切な医療機関の選択や出産費用の予見可能性の確保という観点から、産科医療機関等が出産費用の価格改定の状況について妊婦の方等に適切に情報提供を行うことが重要であると考えており、これまでも、「出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）」（令和5年3月7日付け保保発0307第2号厚生労働省保険局保険課長通知）をはじめとして、各産科医療機関等における対応をお願いしてきたところです。今回の調査においても、令和4年4月から令和5年4月の間に出産費用を増額改定した産科医療機関等のうち約9割から価格改定の内容に関する妊婦への情報提供を実施しているとの回答をいただいております、各産科医療機関等における取組にあらためて御礼申し上げます。

一方で、同調査において、情報提供を実施しなかった、あるいは周知期間が短かった産科医療機関等もみられたことから、あらためて、出産費用の価格改定を行う場合は、その情報が妊婦の方等に確実に伝わるよう、相当の周知期間を設けて、価格改定の内容や時期、理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いいたします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いいたします。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

保保発1004第2号
令和5年10月4日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

出産費用の価格改定に関する情報の妊婦等への適切な情報提供について（依頼）

平素より周産期医療提供体制の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円）に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

出産費用の改定については、先般、直接支払制度を利用する産科医療機関及び助産所を対象として実施したアンケート調査（有効回答率78%）においても明らかとなったとおり、物価の高騰、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、分娩件数の減少など地域における産科医療機関等を取り巻く環境の変化に対応するという側面もあると考えております。

同時に、妊婦の方等の適切な医療機関の選択や出産費用の予見可能性の確保という観点から、産科医療機関等が出産費用の価格改定の状況について妊婦の方等に適切に情報提供を行うことが重要であると考えており、これまでも、「出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）」（令和5年3月7日付け保保発0307第2号厚生労働省保険局保険課長通知）をはじめとして、各産科医療機関等における対応をお願いしてきたところです。今回の調査においても、令和4年4月から令和5年4月の間に出産費用を増額改定した産科医療機関等のうち約9割から価格改定の内容に関する妊婦への情報提供を実施しているとの回答をいただいております。各産科医療機関等における取組にあらためて御礼申し上げます。

一方で、同調査において、情報提供を実施しなかった、あるいは周知期間が短かった産科医療機関等もみられたことから、あらためて、出産費用の価格改定を行う場合は、その情報が妊婦の方等に確実に伝わるよう、相当の周知期間を設けて、価格改定の内容や時期、理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いいたします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いいたします。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

公益社団法人 日本看護協会 会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

出産費用の価格改定に関する情報の妊婦等への適切な情報提供について（依頼）

平素より周産期医療提供体制の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円）に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

出産費用の改定については、先般、直接支払制度を利用する産科医療機関及び助産所を対象として実施したアンケート調査（有効回答率78%）においても明らかとなったとおり、物価の高騰、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、分娩件数の減少など地域における産科医療機関等を取り巻く環境の変化に対応するという側面もあると考えております。

同時に、妊婦の方等の適切な医療機関の選択や出産費用の予見可能性の確保という観点から、産科医療機関等が出産費用の価格改定の状況について妊婦の方等に適切に情報提供を行うことが重要であると考えており、これまでも、「出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）」（令和5年3月7日付け保保発0307第2号厚生労働省保険局保険課長通知）をはじめとして、各産科医療機関等における対応をお願いしてきたところです。今回の調査においても、令和4年4月から令和5年4月の間に出産費用を増額改定した産科医療機関等のうち約9割から価格改定の内容に関する妊婦への情報提供を実施しているとの回答をいただいております、各産科医療機関等における取組にあらためて御礼申し上げます。

一方で、同調査において、情報提供を実施しなかった、あるいは周知期間が短かった産科医療機関等もみられたことから、あらためて、出産費用の価格改定を行う場合は、その情報が妊婦の方等に確実に伝わるよう、相当の周知期間を設けて、価格改定の内容や時期、理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いいたします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いいたします。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

保保発1004第4号
令和5年10月4日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

出産費用の価格改定に関する情報の妊婦等への適切な情報提供について（依頼）

平素より周産期医療提供体制の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円）に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

出産費用の改定については、先般、直接支払制度を利用する産科医療機関及び助産所を対象として実施したアンケート調査（有効回答率78%）においても明らかとなったとおり、物価の高騰、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、分娩件数の減少など地域における産科医療機関等を取り巻く環境の変化に対応するという側面もあると考えております。

同時に、妊婦の方等の適切な医療機関の選択や出産費用の予見可能性の確保という観点から、産科医療機関等が出産費用の価格改定の状況について妊婦の方等に適切に情報提供を行うことが重要であると考えており、これまでも、「出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）」（令和5年3月7日付け保保発0307第2号厚生労働省保険局保険課長通知）をはじめとして、各産科医療機関等における対応をお願いしてきたところです。今回の調査においても、令和4年4月から令和5年4月の間に出産費用を増額改定した産科医療機関等のうち約9割から価格改定の内容に関する妊婦への情報提供を実施しているとの回答をいただいております、各産科医療機関等における取組にあらためて御礼申し上げます。

一方で、同調査において、情報提供を実施しなかった、あるいは周知期間が短かった産科医療機関等もみられたことから、あらためて、出産費用の価格改定を行う場合は、その情報が妊婦の方等に確実に伝わるよう、相当の周知期間を設けて、価格改定の内容や時期、理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いいたします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いいたします。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。